

木島平村子ども・子育て支援事業計画

《 令和2年度～6年度 》

令和2年8月

長野県 木島平村

《 目 次 》

第1章	計画の概要	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	2
第2章	子どもを取り巻く現状と課題	3
1.	統計からみる本村の現状	3
2.	ニーズ調査の結果概要	4
3.	子どもと子育て家庭を取り巻く課題	14
第3章	計画の基本的な方向性	15
1.	基本理念	15
2.	基本目標	16
3.	教育・保育提供区域	16
4.	計画の体系	17
第4章	事業計画	18
1.	次代を担う人づくり	18
2.	安心して産み育てることのできる環境づくり	19
3.	地域全体で子育てを支援する社会づくり	24
第5章	計画の推進体制	25

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国の出生数は年々減少しており、少子化は急速に進行しています。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、平成30年には1.42となっており、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、わが国ではおおむね2.07程度）を大きく下回っています。さらに、核家族化や高齢化の進行、就労・雇用形態の変化等により家族や地域、子どもや子育てを取り巻く環境は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、平成27年度から施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等の総合的な推進が行なわれています。

また、令和元年10月からは、保護者の負担軽減を図ることですべての子ども達に質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的に幼児教育・保育の無償化が始まりました。

本村では、平成27年度から5年間を計画期間とする「木島平村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。引き続き、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境整備を推進するため、これまでの第1期計画を検証し、見直しを行なうとともに、子ども・子育てを取り巻く変化に対応した「第2期木島平村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけます。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画を包含します。

本計画は、本村の最上位計画である「木島平村第6次総合振興計画」の方向性を踏まえるとともに、その他個別計画及び長野県の関連計画との整合性を図るものとしします。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育て支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に質する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活の両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、計画内容と実際の状況に乖離が生じた場合、社会情勢や国の方向性等に変化が生じた場合については、計画期間内においても随時見直しを行なうものとしします。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
木島平村 子ども・子 育て支援事 業計画	第2期木島平村子ども・子育て支援事業計画					次期計画
見直し					見直し	

4. 第1期計画（平成27年度～31年度）の取組実績

（1）教育・保育サービス

（人）

【1号認定】 区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1号認定	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0
2号認定	96	99	99	106	94	102	94	104	91	103
3号認定（0歳児）	5	13	5	10	5	11	7	3	7	5
3号認定（1.2歳児）	44	52	42	46	41	54	39	49	39	33

（2）放課後児童クラブ（H29年度まで子ども教室のため計画・実績なし）

（人）

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	71	0	93

（3）延長保育事業

（人）

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	40	51	40	59	40	67	40	64	40	40

（4）乳児家庭全戸訪問

（人）

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み	30	30	30	29	30	21	30	20	30	16

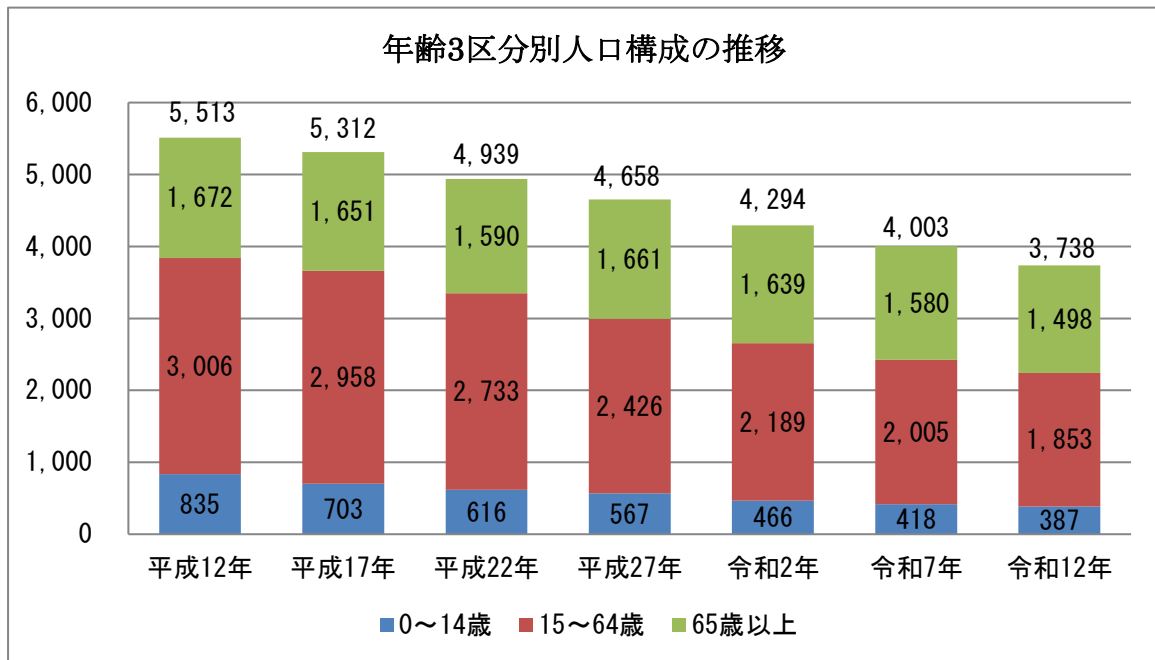
※一時預かり事業（幼稚園型を除く）、病児保育事業、地域子育て支援拠点事業については、1施設を確保する計画で実績も同様。

第2章 子どもを取り巻く現状と課題

1. 統計からみる本村の現状

(1) 人口の推移

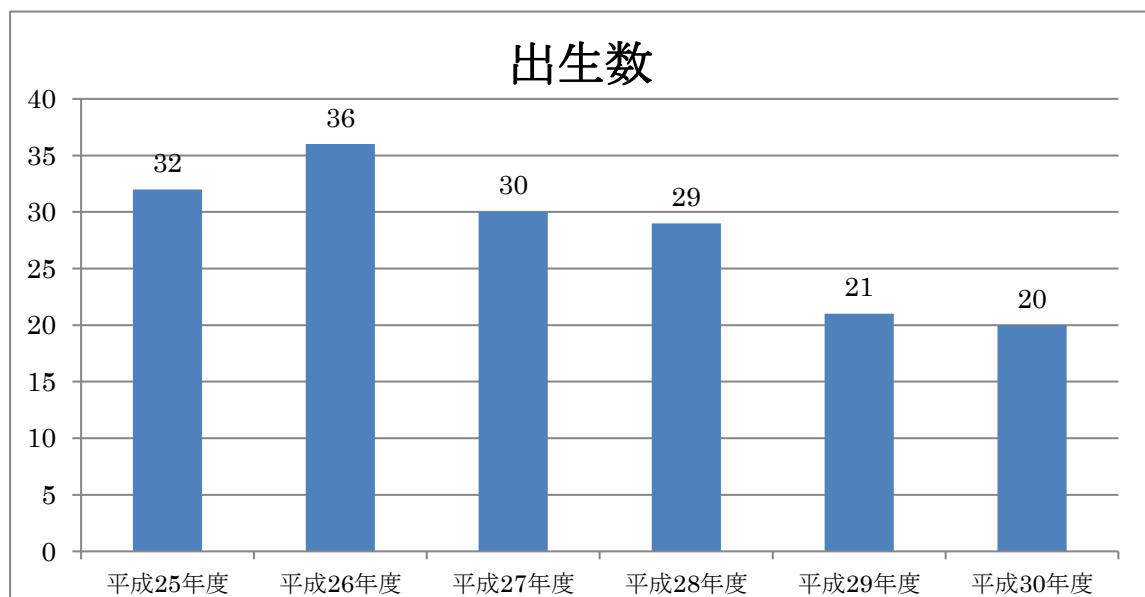
本村の人口は、年々減少しており、平成27年には4,658人となっています。今後の推計においても総人口の減少傾向が続き、令和12年には3,738人となることが見込まれています。



資料：～平成27年 国勢調査
令和2年～ 木島平村第6次総合振興計画

(2) 出生数の状況

出生数は30人前後を推移してきましたが、平成29年度から20人前後に減少しました。



2. ニーズ調査の結果概要

(1) 調査概要

本計画の策定資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的として、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

●ニーズ調査の概要

	内 容
調査地域	木島平村全域
調査対象者	木島平村在住の小学校3年生以下の子どもを持つ全世帯 (1世帯に小学校3年生以下の子どもが2人以上いる場合は、年齢の若い子どもが対象)
調査期間	平成31年2月12日～平成31年2月28日
調査方法	郵送または小学校・保育園を通じて配布・回収

●ニーズ調査の回収結果

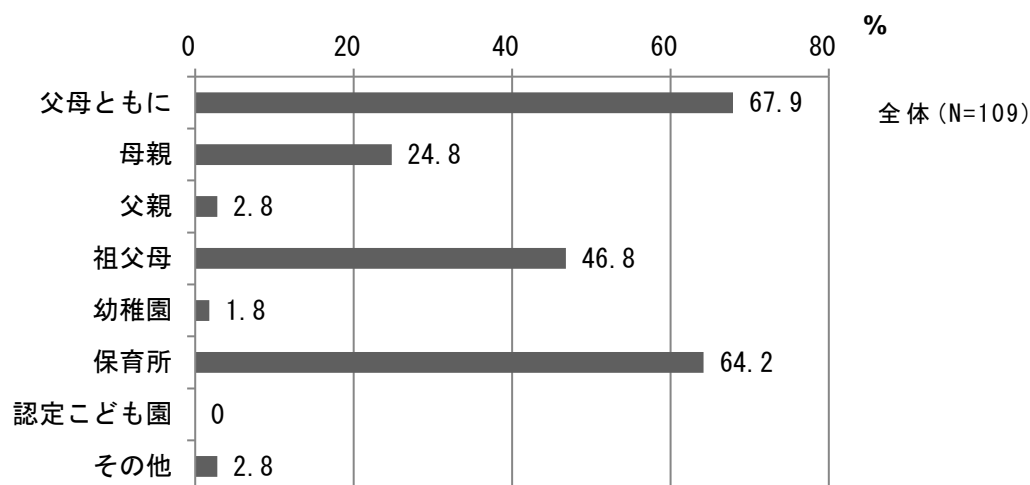
調査票	配布数	有効回収数	有効回収率
未就学児童	142件	109件	76.8%
小学生	54件	47件	87.0%
合計	196件	156件	79.6%

(2) 結果概要

①子育てに日常的にかかわっている人・施設

「父母ともに」が67.9%と最も高く、次いで「保育所」が64.2%、「祖父母」が46.8%となっています。

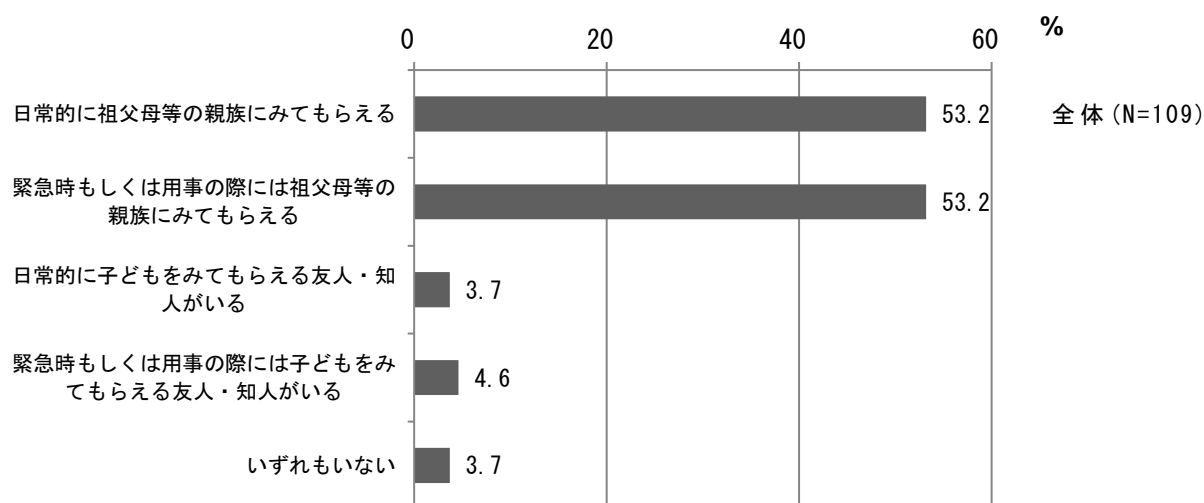
■子育て（教育を含む）に日常的にかかわっている人・施設（複数回答）



②日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が同じ53.2%となっています

■日頃子ども見てもらえる親族・知人の有無（複数回答）

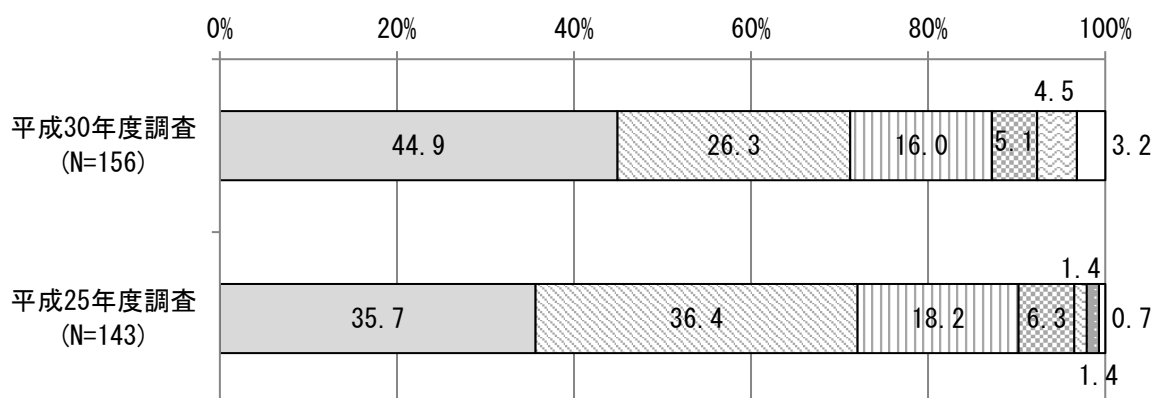


③母親の就労状況

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が16.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が10.1ポイント低くなった一方、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が9.2ポイント高くなっている。

■母親の就労状況



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しているが、育休・介護休業中である
- これまで就労したことがない
- 無回答

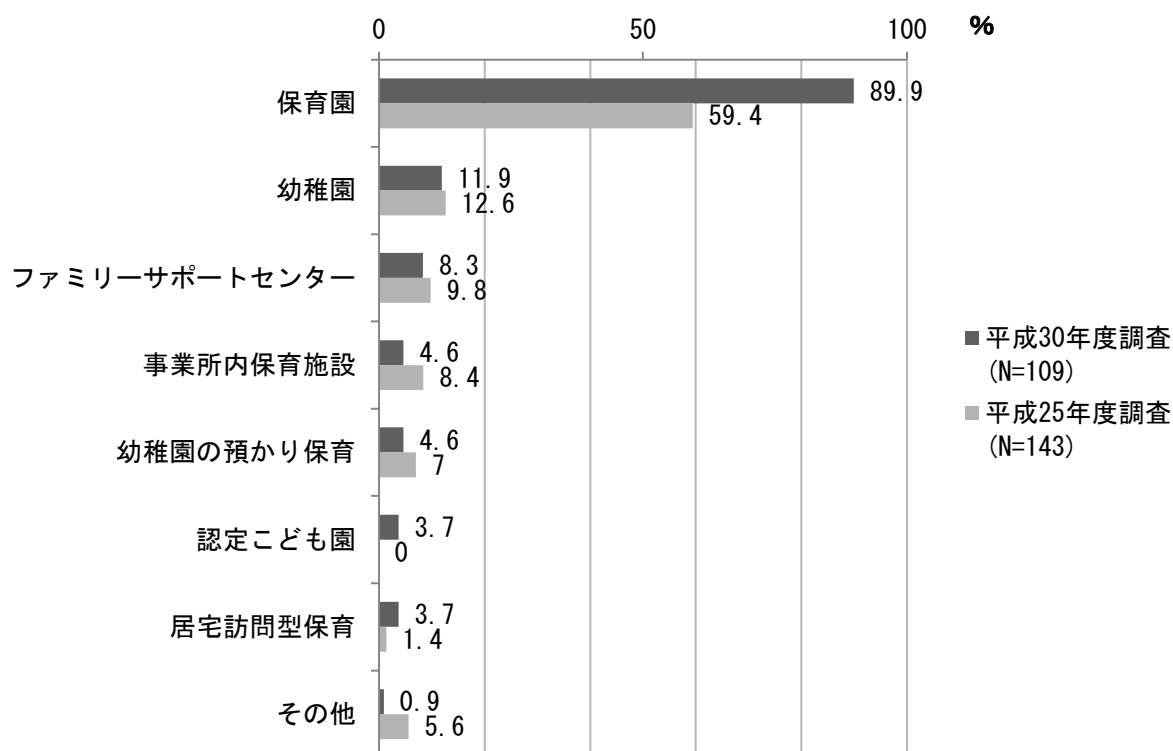
※平成25年度調査とは、「木島平村子ども・子育て支援計画」を策定するにあたり実施した、子ども・子育てに関するアンケート調査を指します。

④平日に定期的に利用を希望する事業

「保育園」が89.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が11.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「保育園」が30.5ポイント高くなっています。

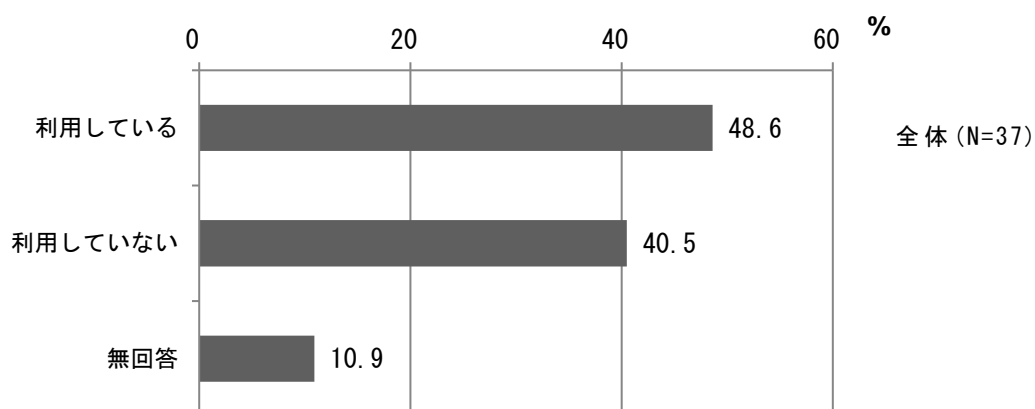
■平日に定期的に利用を希望する事業（複数回答）



⑤子育て支援事業の利用状況・利用希望

子育て支援事業（親子が集まって過ごしたり、相談、情報提供などの場。村ではおひさま保育園に隣接している子育て支援室の「おひさま広場」「おひさま教室」等）の利用の有無は、保育園等へ入所していないと回答した方で「利用している」は48.6%、「利用していない」が40.5%となっています。

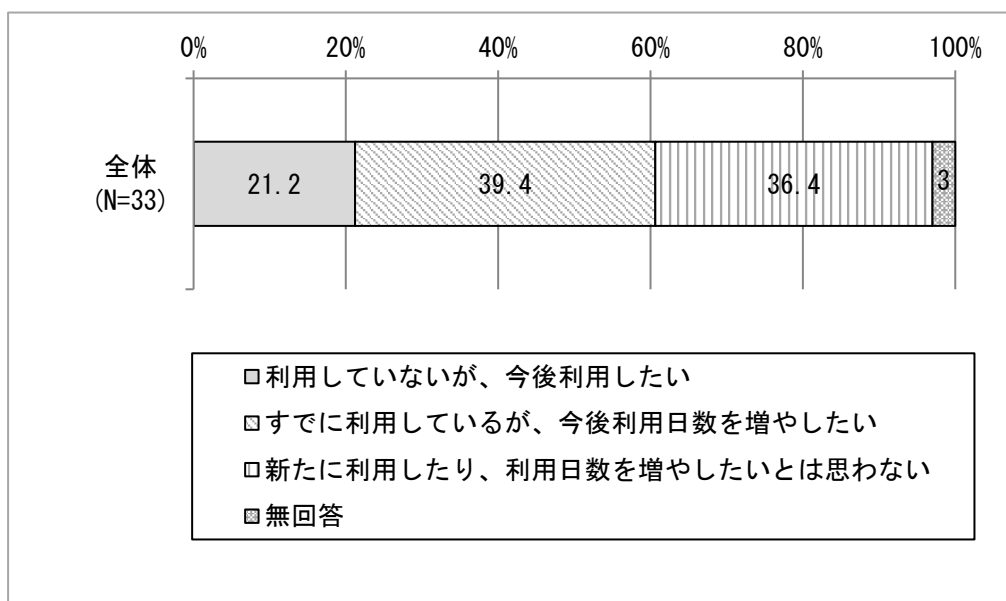
■子育て支援事業の利用状況



※「定期的に保育・教育事業を利用していない」と回答した方のみ

■子育て支援事業の利用希望

保育園等へ入所していないと回答した方で「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が39.4%と最も高く、次いで「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が36.4%となっています。



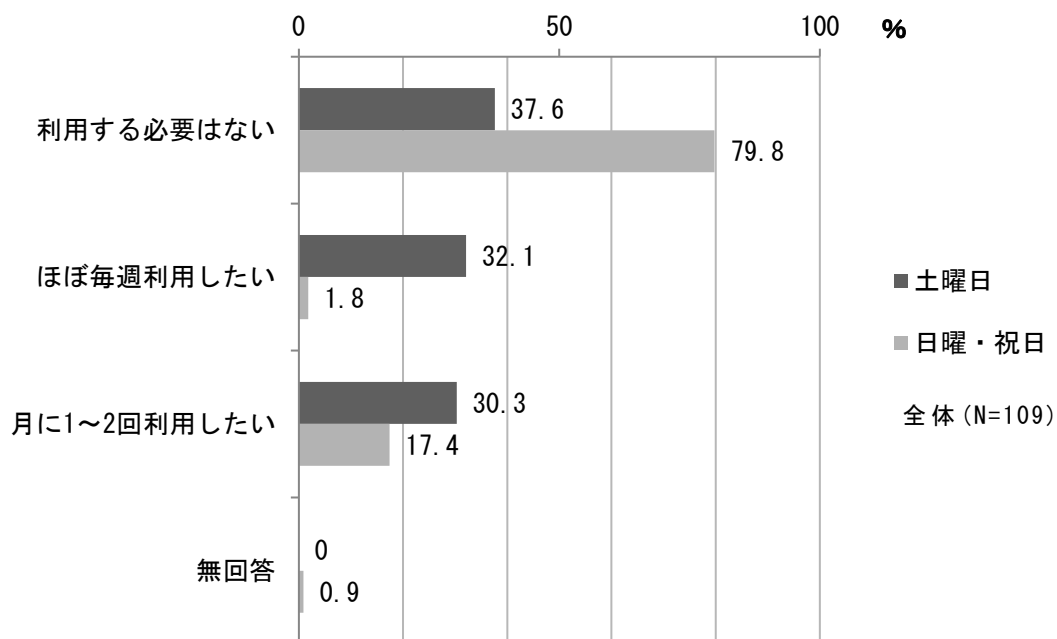
※「定期的に保育・教育事業を利用していない」と回答した方のみ

⑥ 土曜日・休日の利用希望

土曜日は、「利用する必要がない」が 37.6%と最も高く、次いで「ほぼ毎週利用したい」となっています。

日曜・祝日は、「利用する必要がない」が 79.8%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が 17.4%となっています。

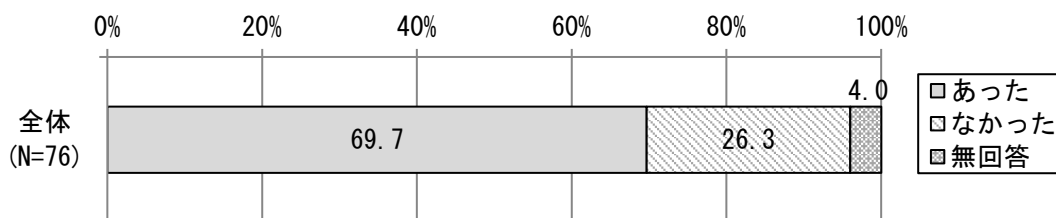
■ 土曜日・休日の利用希望



⑦病気の際の対応について

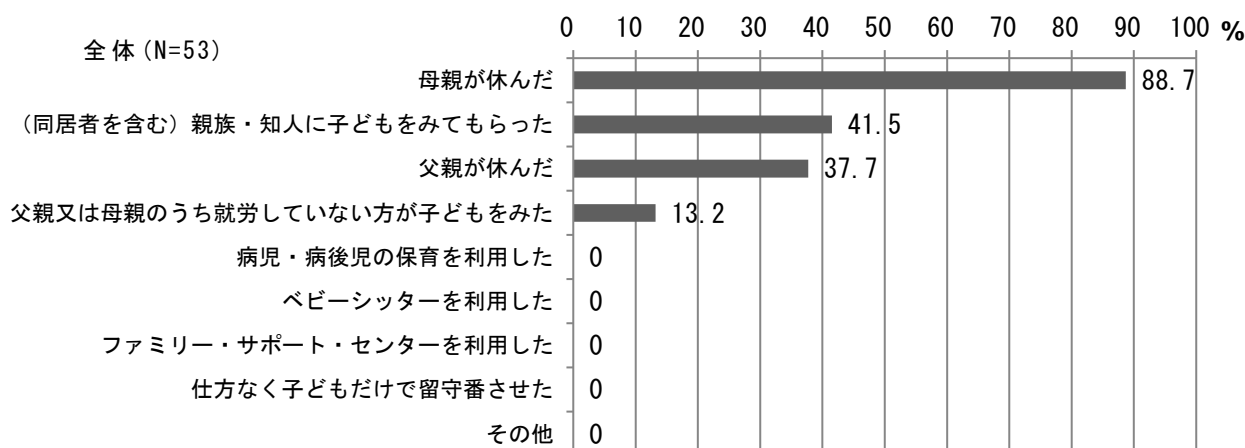
病気やけがで教育・保育事業が利用できなかったことの有無は、「あった」が69.7%、「なかった」が26.3%となっています。

■病気やけがで教育・保育事業が利用できなかったことの有無



■病気やけがで教育・保育事業が利用できなかった際の対処方法（複数回答）

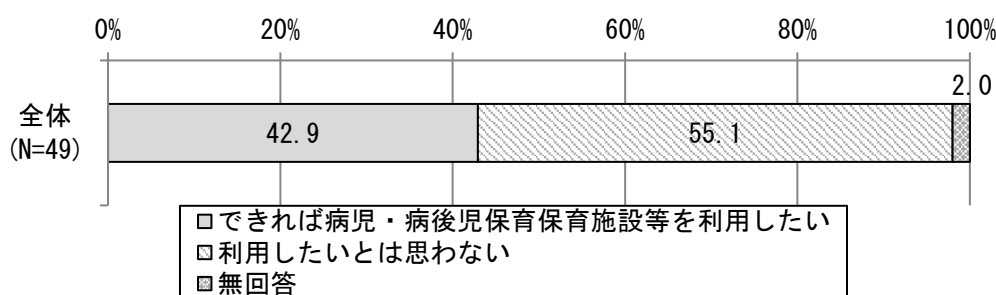
病気やけがで教育・保育事業が利用できなかった際の対処方法は、「母親が休んだ」が88.7%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が41.5%、「父親が休んだ」が37.7%となっています。



※病気やけがで通常の事業が利用できなかったことが「あった」と回答した方のみ

■病児・病後児のための保育施設等の利用希望

「利用したいとは思わない」が55.1%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が42.9%となっています。

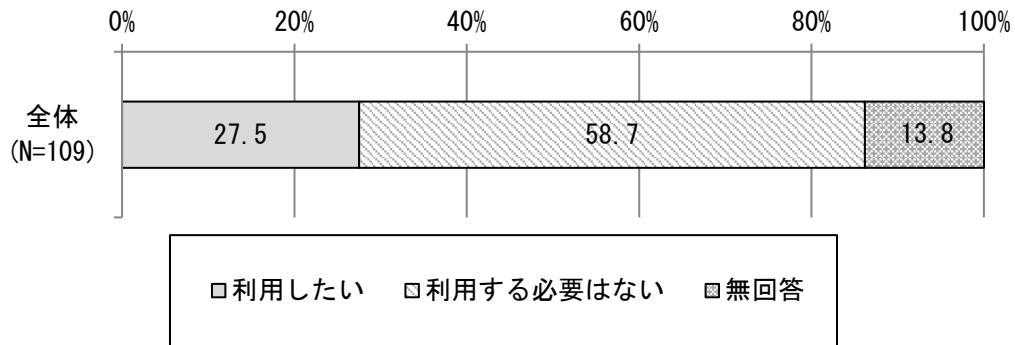


※病気やけがで通常の事業が利用できなかったことが「あった」と回答した方のみ

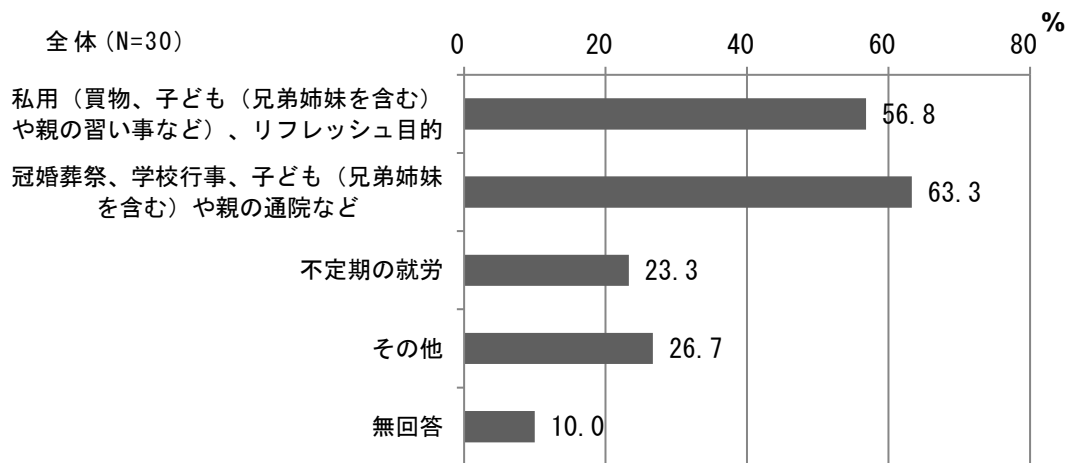
⑧一時保育等の利用希望について

「利用する必要はない」が 58.7%、「利用したい」が 27.5%となっています。

■一時保育等の利用希望



■利用したい目的



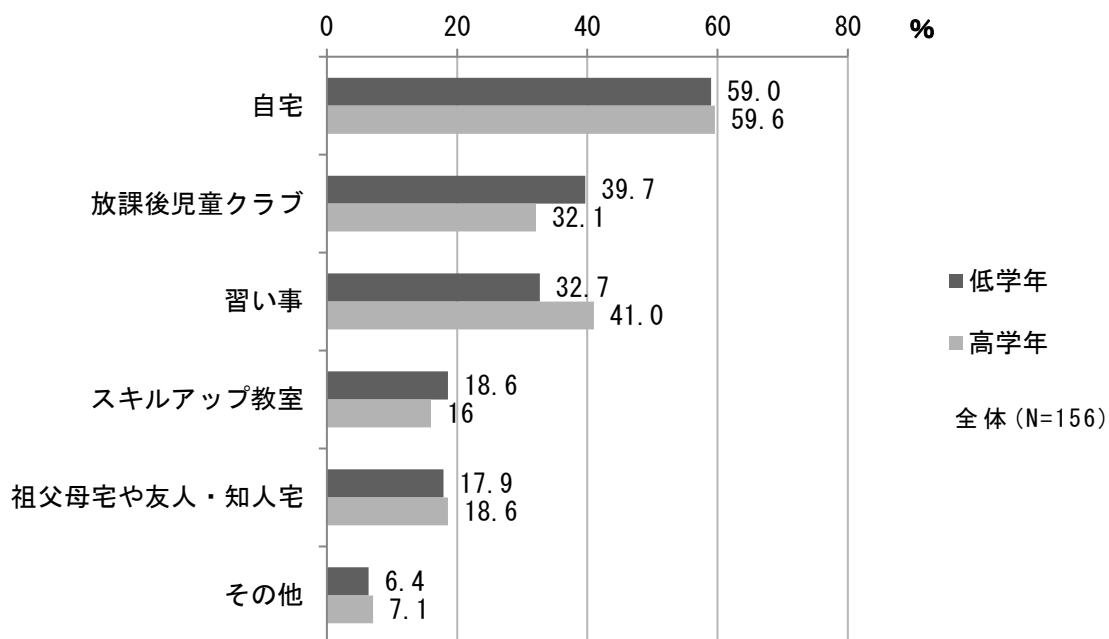
※一時保育等を「利用したい」と回答した方のみ

⑨ 小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所について

低学年では「自宅」が 59.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が 39.7%、「習い事」が 32.7%となっています。

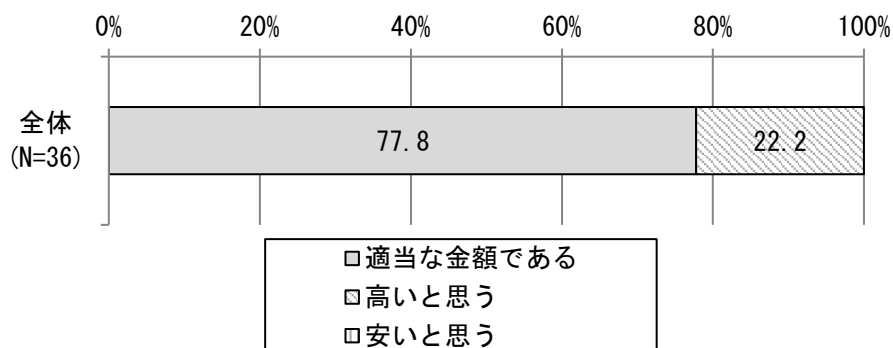
高学年では「自宅」が 59.6%と最も高く、次いで「習い事」が 41.0%、「放課後児童クラブ」が 32.1%となっています。

■ 小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所（複数回答）



■ 放課後児童クラブの利用料

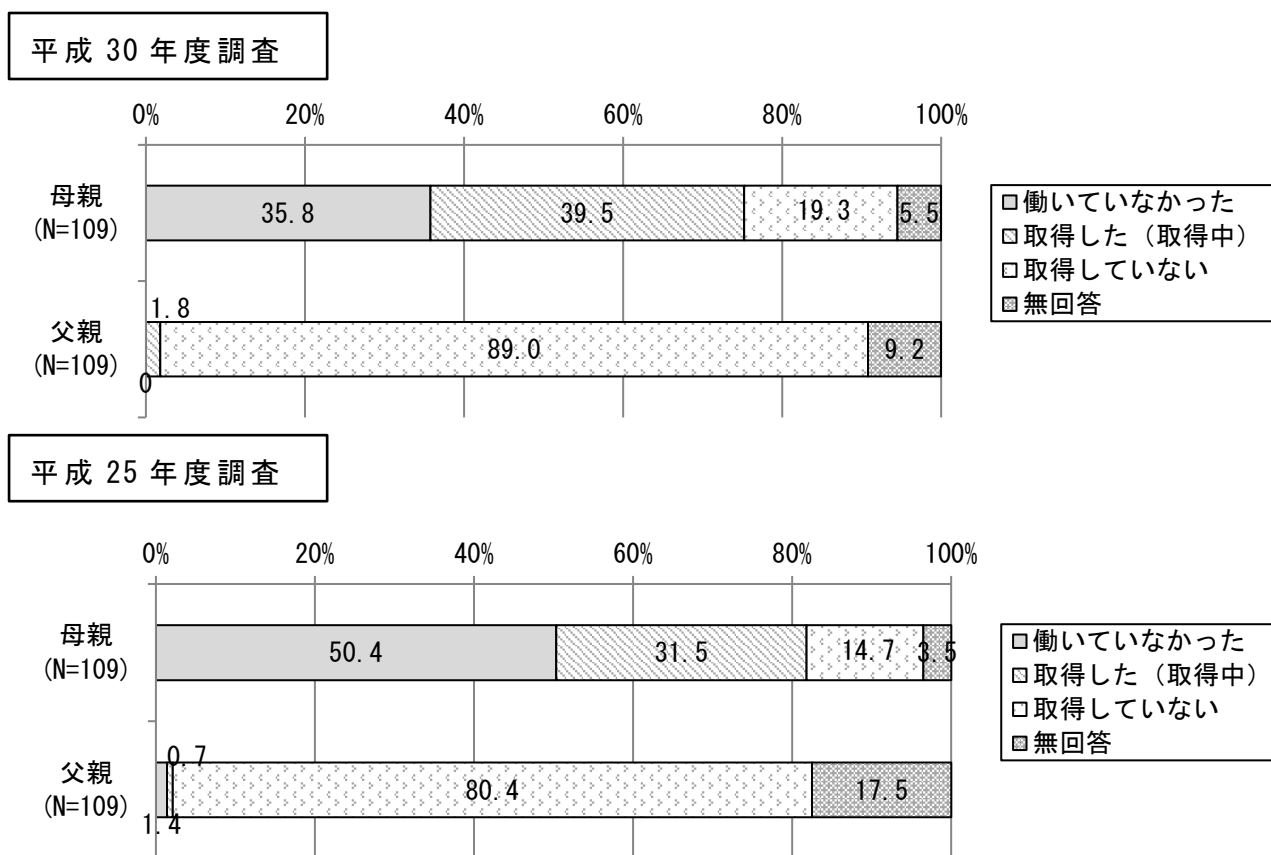
「適当な金額である」が 77.8%と最も高く、「高いと思う」が 22.2%、「安いと思う」が 0%となっています。



⑩ 育児休業の取得状況について

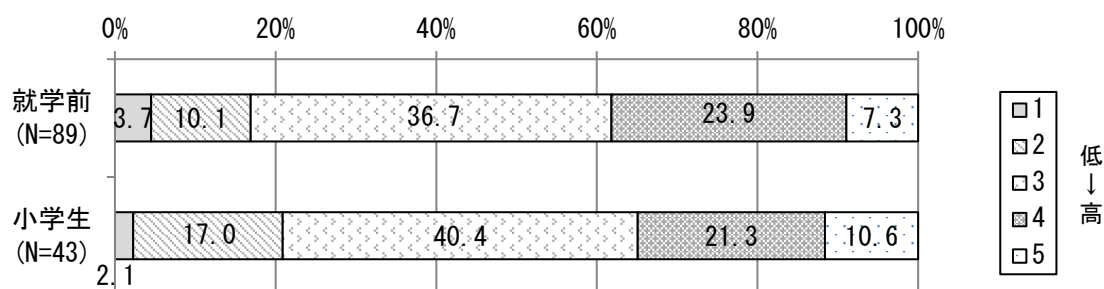
母親では「取得した（取得中である）」が 39.5%と最も高く、次いで「働いていなかった」35.8%となっています。父親では「取得していない」が 89.0%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が 1.8%となっています。また、平成 25 年度調査と比較すると「取得した（取得中である）」が母親では 8 ポイント父親では 1.1 ポイント高くなっています。

■ 育児休暇の取得状況



⑪ 子育て環境の満足度

満足度を 5 段階で表すと就学前、小学生ともに「3」が最も高く、次いで「4」となっています。



※「無回答」を除く

3. 子どもと子育て家庭を取り巻く課題

(1) 少子化の進行

本村の年少人口は年々減少し、少子化が進んでいます。今後の推計においても乳幼児・児童数が減少していくことが見込まれます。

今後は、児童数や教育・保育ニーズに対応した、子育て支援のための環境整備に加え、行政や関係機関、関係団体、地域等が連携し、安心して子育てができる体制整備が必要です。

(2) 仕事と子育ての両立

ニーズ調査結果では、母親の就労状況について、平成 25 年度調査と比較すると、フルタイムで就労している人の割合が増加しています。

今後は、保護者が働きながら安心して子どもを育てることができるよう、延長保育や病後児保育、放課後児童クラブ等子育て支援施策の充実や、ワーク・ライフ・バランスの推進、男性の育児休業取得の促進等を図る必要があります。

(3) 成長過程に応じた子育て支援体制の充実

子育て中の保護者が抱えている悩みは、子どもの成長により異なり、多岐にわたります。また、核家族化やひとり親世帯の増加により、子育ての悩みを相談することができない保護者もいるため、既存の施設や仕組みを活用しながら、成長段階に応じた相談体制を整備し、切れ目のない子育て支援につなげていくことが必要です。

(4) 支援が必要な子どもへの対応

厚生労働省の調査によると、我が国の 6 人に 1 人の子どもは相対的な貧困状態にあり、特にひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状態に該当していると報告されています。

国では、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行しました。

生活困窮、子どもの貧困、虐待防止等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

第3章 計画の基本的な方向性

1. 基本理念

急速な少子化と高齢化に加え、情報化社会など家庭や地域を取り巻く環境は数十年間で大きく変化しています。そんな中でも、本村は家族の協力や地域の結びつきによって子どもたちを地域の「宝」として大切に育て・見守ってきました。

近年、凶悪犯罪や人間関係の希薄さなど先行きが見えない不安感が募る中で、子どもたちは様々な困難に直面しながらも解決し社会と地域を支える原動力として成長していかなければなりません。

子どもたちを今まで以上に地域の「宝」として見守り、子どもの笑顔や成長を家庭だけでなく、地域みんなで喜び、一緒に成長できる環境づくり、地域社会全体で子育てを支えていくことが求められています。

地域の人びとの温かいまなざしと支えの中で、子どもたちが輝きながら成長することはもちろん、子育てを支える家庭、地域も魅力にあふれ輝き続けることが必要です。世代を超えたすべての村民の結びつきの中で、未来に輝ける村を目指すため、「木島平村子ども子育て支援事業計画」の基本理念を、以下のように定めます。

基本理念

輝け！木島平っ子 地域の宝みんなで応援！！

2. 基本目標

基本理念の実現を図るため、本村では以下の3つを基本目標とします。

基本目標1 次代を担う人づくり

すべての子どもの健やかな育ちのために、保育サービスの充実と質の向上を図ります。幼児期の遊び等を通じ、非認知的能力が育まれるよう、育ちの環境を整備します。また、子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等を整備します。

基本目標2 安心して産み育てることのできる環境づくり

保護者が安心して出産し、子育てができるよう、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目ない支援や保健事業等の体制の充実を図ります。

また、障害、疾病、虐待、貧困、家庭の状況等により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、すべての子どもが安心できる環境の中で健やかに育つことができるよう支援を行ないます。

基本目標3 地域全体で子育てを支援する社会づくり

保護者が社会から孤立しないよう、地域全体で、すべての子どもの健やかな成長を見守り、応援していくことが重要となります。子育てについての責任が家庭にあることを前提としつつ、子どもと親の思いに寄り添い、今まで以上に地域の宝として子どもと子育て家庭を見守り育てる社会を推進していきます。

3. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

木島平村では、前回計画に引き続き、村全体で子育て支援体制づくりを進めていくこととし、村全体を1つの区域とします。

4. 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策
<p>輝け！木島平っ子 地域の宝みんな で応援！！</p>	<p>1 次代を担う人づくり</p>	(1) 信州やまほいく（信州型自然保育）の推進
		(2) 保・小で連携した幼児教育の推進
		(3) 食育の推進
	<p>2 安心して産み育てることのできる環境づくり</p>	(1) 安全な妊娠・出産への支援
		(2) 乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実
		(3) 社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実
	<p>3 地域全体で子育てを支援する社会づくり</p>	(1) 子育て家庭を支援するための拠点づくり
		(2) 子どもの安心・安全の確保
		(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

第4章 事業計画

1. 次代を担う人づくり

(1) 信州やまほいく（信州型自然保育）の推進

平成29年に県の信州型自然保育認定園となり、より一層木島平村の豊かな自然環境や、多様な地域資源を活用し、様々な体験活動を積極的に取り入れた保育を行っていきます。

自然体験等を行うことにより、自己肯定感を高め、非認知能力を身につけ、伸ばしていくことに繋がります。

(2) 保・小・で連携した幼児教育の推進

次代を担う子どもたちの健やかな成長のためには、「ふるさと木島平」の自然や産業、歴史、伝統文化の学習を通じて、地域の価値を再認識し、ふるさとに愛情と誇りを持てる教育活動の充実を図るため、村内の人材活用などの積極的な推進を図る必要があります。

保育園では、小学校以降の学びにつながる探求心や好奇心、聴く力や協調性を養うことため、遊びを中心とした幼児教育の推進を図ります。

保育園・小学校で連携して、子どもたちに生涯にわたり学び続けるための基礎力を養う教育を目指します。

(3) 食育の推進

食を通じて妊娠期から親子や家族、地域との関わりを深め、子どもの食べる力を豊かに育むとともに、健やかな心と身体の発達を促すことをねらいとして食育を推進します。

また、子どもたちが食に対する正しい知識と望ましい食生活を身につけることができるよう、保育園・小学校・中学校と継続して食育指導を実施します。

【継続事業】

- ・ 読書活動の推進
- ・ 心と体の健康づくり
- ・ ジュニアスポーツ団体の推進
- ・ 協同の学び合いの推進
- ・ 育成会活動
- ・ 子どもの学ぶ力を伸ばす教師の指導力の向上

2. 安心して産み育てることのできる環境づくり

(1) 安全な妊娠・出産への支援

①妊婦健康診査・産婦健康診査

<事業の概要>

すべての妊婦が安心して安全に出産できるよう妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に確認するため、妊娠中に受診する妊婦健診にかかる費用を公費負担します。

また、出産後間もない産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況や精神状態の把握等）を行い、母体の健康や産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図るために受診する産婦健康診査にかかる費用を助成します。

(2) 乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実

①乳児家庭全戸訪問事業

<事業の概要>

母子保健事業として保健師が家庭を訪問し、乳児や妊産婦の健康管理や育児相談等を行ないます。

<量の見込み及び確保数>

月間利用者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人）	20	20	20	20	20
確保数（人）	20	20	20	20	20

②乳幼児健康診査

<事業の概要>

子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、発育状況、疾病・障害等の早期発見、保護者の育児不安等を軽減するため、乳幼児期に総合的な検診を実施します。

③ 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズの適切な把握に努めます。

◆ 認定区分と利用できる施設

区分	内容	利用施設
1号認定	3～5歳の学校教育のみ（保育を必要としない）の児童	幼稚園ほか
2号認定	3～5歳の保育を必要とする児童	保育園ほか
	3～5歳の保育を必要とする児童（幼稚園の利用希望あり）	幼稚園ほか
3号認定	0～2歳の保育を必要とする児童	保育園ほか

◆ 量の見込み

【1号認定】（3歳～5歳 教育のみ）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保数	幼稚園・ 認定こども園	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

【2号認定】（3歳～5歳 保育の必要性あり）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み		103	86	71	62	60
②確保数	保育所・ 認定こども園	103	86	71	62	60
②－①		0	0	0	0	0

【3号認定】（0歳～2歳 保育の必要性あり）

0歳児		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み		6	6	6	6	6
②確保数	保育所・ 認定こども園	6	6	6	6	6
②－①		0	0	0	0	0

1.2歳児		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み		26	25	24	24	24
②確保数	保育所・ 認定こども園	26	25	24	24	24
②－①		0	0	0	0	0

④多様な保育サービスの充実

保護者の就労形態等の多様化に対応できるよう、延長保育事業や病後児保育事業等の保育サービス等の充実を図ります。

ア. 時間外保育事業（延長保育）

<事業の概要>

保育園の通常保育の前後の時間に延長して保育を行う事業です。

標準時間認定の場合は11時間保育（7:30～18:30）、短時間認定の場合は8時間保育（8:30～16:30）の前後の開所時間（7:30～19:00）で延長して保育を行います。

<量の見込み及び確保数>

年間利用者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人）	15	15	15	15	15
確保数（人）	15	15	15	15	15

イ. 病後児保育事業

<事業の概要>

病気の回復期にあり、集団保育が適当でない児童の保育が、保護者の仕事の都合や出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情により、家庭での保育が困難な場合に一時的に保育する事業です。

<量の見込み及び確保数>

年間利用者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人）	5	5	5	5	5
確保数（人）	5	5	5	5	5
確保数（施設）	1	1	1	1	1

ウ. 一時預かり事業（一時保育）

<事業の概要>

保育園に入園していない児童を対象に、保護者の疾病や冠婚葬祭等で家庭での保育が困難な場合、一時的に保育園で預かる事業です。月12日まで利用できます。

<量の見込み及び確保数>

年間利用者数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人）	40	40	40	40	40
確保数（人）	40	40	40	40	40

エ. ファミリーサポートセンター事業

<事業の概要>

地域において、子ども預かり等の援助を行いたい者と、援助を受けたい者からなる会員組織を設立して実施する相互援助活動です。

現在村には会員組織がないため事業を実施していませんが、今後地域で子育てを支えるという観点からも支援する側の育成や体制づくりなど検討が必要です。

オ. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

<事業の概要>

小学校の空き教室を利用して保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びの場及び生活の場を提供して児童の健全育成を行う事業です。

<量の見込み及び確保数>

登録児童数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人）	90	90	94	89	83
確保数（人）	90	90	94	89	83

⑤子育て世代包括支援センター事業の推進

子どもとその家庭が安心して子育てを継続できるよう、平成29年8月に厚生労働省が「子育て世代包括支援センターガイドライン」を示し、母子保健分野と子育て分野の両面から支援を行なう体制づくりを全面的に推進することとされました。

本村においても、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、市町村子ども家庭総合支援拠点※を含む子育て世代包括支援センターの設置に向け、担当係間の連携を図りながら、子どもとその家庭へのサポート体制を充実させる取り組みを進めます。

※市町村子ども家庭総合支援拠点：子育て家庭における実情の把握に努め、よりリスクの高い要支援児童や要保護児童への支援業務、他機関との連携を行なう拠点。子育て世代包括支援センターと一体的に支援を実施する。

(3) 社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実

①児童虐待防止策の充実

要保護児童対策地域協議会を設置し、支援が必要な児童・家庭に対し、関係機関が連携した対応ができるよう情報共有を行い、迅速な支援を行います。

②家庭児童相談員・スクールソーシャルワーカーの活用

様々な相談内容や緊急を要する相談に対応するため、本村では、独自に家庭児童相談員を配置しています。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談の実施や登校支援、関係機関との連携について助言を行います。家庭児童相談員とスクールソーシャルワーカーが連携をとり、児童生徒や保護者の状況に応じて子育て世代包括支援センターにつなげるなど、適切な支援を早い段階から行います。

③ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活し、働くことができるよう、就業や生活全般、各種制度の利用等に関する相談に応じるとともに、生活支援の充実を図ります。

④障がい児等への特別な支援・配慮

障がい児など特別な支援が必要な児童には、加配保育士等を配置するなど、きめ細やかな支援を継続していきます。

【継続事業】

- ・ 予防接種の推進
- ・ 保育園歯科保健指導
- ・ 保育園フッ素塗布
- ・ 民生児童委員との連携
- ・ 就学相談委員会
- ・ 経済的支援の取り組み

3. 地域全体で子育てを支援する社会づくり

(1) 子育て家庭を支援するための拠点づくり

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援室）

<事業の概要>

子ども同士の遊びの場、親同士の交流の場、子育てに関する情報交換ができる憩いの場、子育てに関する相談の場としておひさま保育園の子育て支援室（おひさま広場）を毎日開放しています。週に一度、子育てやあそびに関する指導・助言や情報の提供などを行うおひさま教室を開催しています。

子育て支援コーディネーターを中心に関係機関による支援体制の連携を図りつつ、子育て支援室を拠点に地域で子育てを支える体制（地域の人材を活用しながら地域の人にも子育てに関わってもらえる体制）づくりを進めます。

<量の見込み及び確保数>

年間利用組数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（組）	700	700	700	700	700
確保数（組）	700	700	700	700	700
確保数（施設）	1	1	1	1	1

(2) 子どもの安心・安全の確保

子どもが犯罪等に巻き込まれないように、地域で子どもの安全を見守る体制（木島平村子ども安全見守り隊等）を強化していきます。加えて、災害時に子どもたち自らの安全を確保するための行動ができるよう、防災教育を推進していきます。

また、通学路の危険個所の点検を行い、安全対策に取り組みます。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

仕事と子育ての両立を支える保育サービスの充実を図り、子育て家庭への支援を推進するとともに、仕事や家事・育児などへの責任を男女がともに担い、多様な働き方が実現でき、仕事と生活が調和した働きやすい職場の環境づくりに取り組んでいきます。

【継続事業】

- ・交通安全教室
- ・子どもを守る安心の家
- ・青色防犯パトロール
- ・児童福祉週間の周知

第5章 計画の推進体制

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、保育園、小学校をはじめ、関係団体や関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行なうとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的且つ総合的に取り組んでいきます。

計画に基づく施策・事業の進捗状況については、毎年度点検、評価を行い、改善を図るとともに、着実な推進に努めます。